

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	18	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他(都市計画税)</u>		
要望項目名	国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社（特例港湾運営会社を含む）が国の無利子貸付又は補助を受けて平成27年3月31日までに取得した荷さばき施設等（上物施設）</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>①国際戦略港湾（京浜港、阪神港）について 取得後10年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を1/2とする。</p> <p>②一定の要件を満たす国際拠点港湾（苫小牧港、仙台塩釜港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、広島港、関門港、博多港）について 取得後10年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を2/3とする。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第32項 地方税法施行令附則第11条第39項、第40項 地方税法施行規則附則第6条第53項、第54項、第55項</p>		
減収見込額	(初年度) — (▲144) (平年度) — (▲237) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 東アジア地域での急激な経済発展に伴い、国際港湾間競争が激化する中、諸外国では、民の視点による一体的な港湾運営をいち早く導入し、船社誘致、集荷機能の強化や港湾運営の効率化を強力に推進。 一方、日本の港湾では公物管理的な港湾管理を行っており、港湾の運営への対応については進んでおらず、運営面でも、様々な主体による埠頭運営となっており、港湾全体の運営上最適とは言い難い状態。この結果、日本の港湾は、東アジア諸国の港湾に比べ、集荷力でも運営効率化でも遅れを取り、近年その国際的地位が大きく低下。 特に我が国を取り巻く今日の状況は、経済成長の伸びの鈍化、膨大な長期債務、人口減少、少子高齢化と非常に厳しく、民間の資金や活力・知恵の徹底的な活用により、財政負担を軽減するとともに、戦略的かつ効率的な港湾運営の実現による港湾の国際競争力強化を通じ、アジアの経済発展を我が国に取り込むことが急務である。 そこで、港湾において、港湾管理の公共性を確保しつつ、民の視点による港湾運営を担う「港湾運営会社」を新たに設立・指定し、国際戦略港湾等において、港湾運営会社による港湾の一体運営を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 港湾運営会社は、一定程度の運営リスクを負いつつ港湾の一体運営推進と収益力強化を進め、港湾管理者に代わって、調達・整備コストを抑えつつ、高効率の荷さばき施設等を整備・所有し、荷さばきスピードの向上、集荷、運営コスト削減等に取り組んでいく。港湾運営の民営化を促進するとともに、港湾運営会社による設備投資を促進するためには、本税制が不可欠。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標： 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標： 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>○「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「港湾の「選択と集中」を進め、民間の知恵と資金を活用した港湾経営の実現等を図る。」との記載あり。 ○「日本国内投資促進プログラム」（平成22年11月29日国内投資促進円卓会議（議長：経産大臣）策定）において、「ソフト面として…港湾関係税制の活用や港湾のハブ機能強化（…民間の知恵と資金を活用した港湾経営の効率化…）等による…港湾の競争力強化…を推進し、物流ネットワークの競争力強化を図る。」との記載あり。 ○港湾運営の民営化を図り、我が国港湾の国際競争力強化を促進するため、港湾法に港湾運営会社に係る規定を設けること等を目的とした港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）が成立（平成23年12月15日施行）。 ○「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）において、「持続的な成長に向けて既に新成長戦略において示されている取組については、工程表に沿って施策の着実な実施を図る…出来る限りその実行を加速化すべきものは加速化し、実現を前倒していく。」との記載あり。 ○「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）及び「持続可能で活力ある国土・地域づくり」（平成24年7月31日国土交通省策定）において、「改正港湾法に基づく、港湾運営会社による港湾経営の実現」との記載あり。</p>
	政策の達成目標	<p>○ 国際戦略港湾の全て及びコンテナ取扱量が上位（10万TEU程度）の国際拠点港湾の過半数において、港湾運営の民営化を実現 ○ 国際海上コンテナ・バルク貨物の輸送コスト低減率について、平成22年度比約5%減（平成28年度）を実現</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	○ 平成27年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	<p>○ 国際戦略港湾の全て及びコンテナ取扱量が上位（10万TEU程度）の国際拠点港湾の過半数において、港湾運営の民営化を実現 ○ 国際海上コンテナ・バルク貨物の輸送コスト低減率について、平成22年度比約5%減（平成28年度）を実現</p>
	政策目標の達成状況	○ 平成24年度中に、東京港、横浜港、大阪港、神戸港、広島港において、港湾運営の民営化が実現する見込み。
有効性	要望の措置の適用見込み	○ 税制特例の適用対象となる荷さばき施設等（上物施設）は50件以上
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	○ 港湾運営会社は、一定程度の運営リスクを負いつつ港湾の一体運営推進と収益力強化を進め、港湾管理者に代わり、調達・整備コストを抑えつつ、高効率の荷さばき施設等を整備・所有し、荷さばきスピードの向上、集荷、運営コスト削減等に取り組んでいく。港湾運営の民営化を促進するとともに、港湾運営会社による設備投資を促進するためには、本税制はきわめて有効。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○ 国際戦略港湾等において指定会社等（民営化会社）が国の補助金又は無利子貸付金により新たに取得する大規模コンテナ埠頭に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）（地方税法附則第15条第30項）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○ 無利子貸付：平成25年度予算要求 5,964百万円 ○ 港湾機能高度化施設整備費補助：平成25年度予算要求 1,632百万円</p>
	ページ	18-2

<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>以下の役割分担を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無利子貸付：施設整備にあたっての資金繰りを支援 ○ 港湾機能高度化施設整備費補助：施設取得コスト低減を通じ、施設整備を促進 ○ 港湾運営会社税制：施設の維持コスト低減を通じ、施設整備を促進
<p>要望の措置の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本税制は、港湾管理者に代わり、港湾の一体運営を行う港湾運営会社に対して、施設の維持管理コストの低減を行うことにより、港湾運営の民営化や荷役機械等の新規整備投資へのインセンティブとなるものであり、我が国港湾の国際競争力を果たすため必要不可欠なものである。
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度 適用実績無し ○ 平成24年度 24百万円（見込み）
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾運営会社は、一定程度の運営リスクを負いつつ港湾の一体運営推進と収益力強化を進め、港湾管理者に代わり、調達・整備コストを抑えつつ、高効率の荷さばき施設等を整備・所有し、荷さばきスピードの向上、集荷、運営コスト削減等に取り組んでいく。港湾運営の民営化を促進し、港湾運営会社による設備投資を促進するためには、本税制はきわめて有効。
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際コンテナ戦略港湾及び重要港湾の約3割の港において、港湾経営の民営化を実現
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前回要望時からの達成度：平成24年度中に東京港、横浜港、大阪港、神戸港、広島港において、港湾運営会社が指定される見込み。 ○ 目標に達していない理由：まだ目標年度（平成27年度）には達していないため。
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度創設